１．件　名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（５８５））」
２．日　時：平成３０年１月１１日　１５時３０分～１８時０５分
３．場　所：原子力規制庁　１３階会議室Ｂ
４．出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
近田安全審査管、髙嶋原子力規制専門員

事業者：
日本原子力発電株式会社：発電管理室　技術・安全グループマネージャー
（他６名）

５．要旨
（１）日本原子力発電株式会社から、平成29年12月28日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（格納容器破損防止対策）のうち、「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

○　原子炉圧力容器破損後の評価について、先行審査プラントにおいては、『「高圧溶融物放出 /格納容器雰囲気直接加熱（DCH）」、「原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用（FCI）」及び「溶融炉心･コンクリート相互作用（MCCI）」で確認する』としているのに対して、東海第二発電所においては、『「高圧溶融物放出 /格納容器雰囲気直接加熱（DCH）」で確認する』としており、整理が相違している理由を説明すること。
○　緊急用母線の受電に必要な重大事故等対処設備（計装設備）として、「緊急用Ｍ／Ｃ電圧」等を挙げているが、重大事故等に係る設備・手順の資料においては、重大事故等対処設備ではなく補助パラメータとしているため、有効性評価の資料と設備・手順の資料の間で整理の統一を図ること。
○　炉心損傷後の水素の発生について、ジルコニウム-水反応のみを解析対象としているが、水素を発生するその他の反応を解析対象としていない根拠を提示すること。
○　可搬型窒素供給装置により「2m^3/hの酸素を注入する」という記述について、有効性評価を厳しくする観点からの設定である旨を明確にすること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

６．その他

提出資料：なし